京城新聞

耳聞録

一記者

漢城興信所

▲一昨日の二面雜報欄に「漢城興信所の設立」と題して同興信所が漢城手形組合の附屬事業とし企劃され目下其の筋へ向つて建議案を起草中であることを二三行書いて置いたが今左に之が設立の急務なるを促した動機及び手形組合に依つて經驗された當地に於ける韓人の信用程度如何を概略述べて見やう

▲漢城手形組合が現今の如き形式を以て設立されたのは丁度今より二年前である、其の前は度支部内に於て事務を取り扱かつて居つたが一般韓人の常としてお役所内否なお役人風に事務を取り扱ふと彼等は何んとなく怯氣を來たしてヲヰットすると先方の思ふ通りに……自然……利益になるやうに事務を取り計られはしないかといふ杞憂を抱く爲めであらうか餘り當時にあつては事務は振はなかつたが更らに現今の如き組合事務所を設けてからは組合員も日に增加し事業も月に盛んに成り行く狀態である

▲所で當地に於ては現今此の組合員が總計二百三十八人許りあるが大抵は信用保險で擔保品を取つて居るものはホンの僅かなものである、而して創立以來滿二ケ年の中に手形を取り扱つた金高が總計二百萬圓を計上するが其の中損害を蒙つた金高は四千五百圓……マヅ信用のみの保證としては其損害高が割合に僅少であるといはねばならぬ、翻つて平壤あたりは甚麼かといふと何れも擔保品を取つて居るがソレでさへ間々餘計な迷惑と手數とを煩はすことがあるさうである、ソレから韓國に於ける昨今の手形法は形式丈は今では日本の方法と變りはないが未だ韓人の中には此の利便にして輕易なる手形法の精神を解せず(尤も當地の大頭株の商人は略ぼ了解して居るが)飽迄現金を目の前に揃へて貰はねば承知しない連中が多いからもしも組合員にして田舍へでも商取引きに行く場合には更らに其の方法が行はれず依て一々現金を懷にして買ひ出し又は支拂ひに行くが如きオックウな事をせざればならぬとかの事である

▲サテ興信所の設立に就て之が動機を促したのは外でもないが先頃より彼の韓國側の銀行たる漢城、天一、韓一の諸銀行が東幕及麻浦邊へ出張所を設置したので那の狹き所に斯く比較的多數の金融機關が出來て見ると中には資本なくして一時銀行を利用せんとするもの〻如きは一の銀行から他の銀行へヅマリ夫れからそれへと融通を求めて轉展し總に銀行業者をして其の人間の信用如何を疑はしめ從つて或は一般の經濟界を紊亂せしむるにいたりはせずやを氣遣ひ間々手形組合に向つて之が人物の信用及資産の程度を聞き合はするものあるによつてソレで手形組合としては其の事業の性質から之が興信所設立の急務なることを感じた譯である、兎も角も記者は此の手形法の精神が一日も早く一般韓人の間に領解さるゝと共に手形組合の事業が盛んになり又同時に之が附屬事業として前記の興信所が急速に設立されんことを希ふのである

六月中 京城商況(二)

△日本酒 本月は前月よりも暑氣の加はりし爲め例年の通り清酒の需用大に減少し賣行捗々しからず然れども昨年の同期に比すれば邦人の增加に從ひ好況の有樣なり値段に於ては前月と大差なし

△麥酒 本月よりは此二三ヶ月間は札幌、旭、キリン共需用者多く賣行最も好況なる時期なるも目下市中不振の結果賣行思しからず中にもキリン札幌等比較的好況なり値段に於ては前月に同じ

△洋酒 追日暑氣の增加せしに從ひ賣行好況なるも昨年の同期に比すれば稍や需用を減少せり是れ市中一般不景氣の爲めならん値段に於ては前月に同じ

△砂糖 本月は各種共賣行相應にありて値段に於ても前月と大差なし

△麥粉 前月よりも賣行好況にして相場は幾分下落の模樣なるも大なる變動なし

△味噌醬油 本月も前月同樣各種共賣行相當にあり味噌の如きも暑氣二三ヶ月間は例年の通り幾分の需用減少するを常とす然れども輸入品にありては兩品共目下母國に於ける釀造期前の事とて入荷捗々しからず値段に於ては前月と變りなし

△罐詰類 前月と同樣賣行良好にして中にも福神漬パインアップルの如きは地方駐剳守備隊の需用多き爲め最も好況なり松茸筍にありては阪地現品拂底の爲め相場は依然强氣を呈せり値段に於てはパインアップル牛肉の如きは箱に付三四十錢方の高價を示せり

△金物類 前月同樣目下諸工事の勃興に伴ひ賣行良好なり中にも浪板、平板、針金等は建築材料用として最も好況を呈せり値段に於ては浪、平板、一枚に付き二錢方の下落を示せり

△牛皮牛骨 當春以來不相變引續き内地不況の爲め從て出廻りも捗々しからず相場に於ては前月に比し牛皮五六斤廻百斤に付き二圓方の下落を呈せり

△燐寸 時候柄此二三ヶ月間は日韓人共需用多く中にも猿人印安全燐寸最も賣行良好なり値段に於ては前月と變動なし

△石油 本月は暑氣の加はりし爲め例年の通り前月よりは需用大に減少せり中にも松票、勝利票は品質良好なる爲め高價なるに拘はらず賣行稍や好況なり相場に於ては前月に同じ

●韓海出漁船數人員 六月中釜山水産組合及各支部管内に於ける韓國出漁の日本漁船及從事人員は左の如し

	船數	組合員	從事者
鎮南浦	一六	一〇	三六
元山	一三	一三	四一
木浦	二六	二五	七
仁川	三三	二九	一〇三
馬山	九二	六五	四〇七
釜山	一〇八	九一	三六六

小説 新不知歸(五十六)

篠原嶺葉著

「奥様、足柄樣が被入やいまして、些と貴方にお目にかゝりたいと仰やいますが、お通し申しても宜しうございませうか。」

と、今しも子然と火鉢の傍に坐つて、姑の歸りを待ちつゝある百合子に對つて、下婢のお竹は斯う聞ふた。

足柄さと聞いた百合子は、忽ちハッと胸を驚かして、

「足柄さんが私にお目に懸りたいッて。」

「はい。」

「してお前何されて云ひだッた、宅に居ると云つたの。」

「はい、然う申し上げましたが、惡うございましたんでせうか。」

と、百合子の迷惑相な樣子を見て、氣の毒さうに云つた。

「もう、然う申上げたんなら爲やうがないから、お通し申して下さい。」

「はい。」

と、下婢が悄然として去ると、やがて足柄が入つて來た、見れば顏を眞赤に染めて熟柿臭い息を紛々とたけらせて居る。

百合子は覺わず眉を顰むるのであつたが足柄は無頓着に立憚つたまゝ、

「どうも遲く伺ひまして御迷惑でせう。」

「どう致しまして、まあどうぞお敷き下さいまし。」

と、郡内の座蒲團を進めた、足柄は無遠慮に其上にドカリと坐つて、

「尾花が不在で嘸お淋しいでせうはゝゝ。」

と、殊更に笑ひを見せた。

「はい、有難う存じます。」

「今晩は未亡人は御不在ですか。」

「はい、些と親戚まで參りましてございます、何か御用で被在いませうか。」

「いゝえ、未亡人に用事なんか無いです、却つてお不在の方を希望するです、僕が用事があるのは貴方です、貴方さへ居て下されば誰が居なくても可いです、はゝゝゝ。」

又しても、笑止くも無いに調子外れの笑ひを出して、ドロリとした目で百合子の顏を見る。

百合子は良人や姑の留守中に、假令良人の親友にもせよ、人なき室に唯二人居るのは日中さへ心が咎むるに、況して夜更た十時過に對坐して居ることゆへ其心配は非常なもので、若もかゝる所へ姑でも歸つて來たら、何とするであらうか、あらずとも自分に對して意地惡く當る姑はあらぬ事さへ邪推して如何なる難題を言ひ出さぬとも限らない、これは奈何にかして早く歸らすより外に致方がないと、斯う思案を爲たので、

「何か御用向のやうに承はりましたが、奈何云ふ御用なのでございませう。」

と、問ひかけた。

「用向ですか、用向は貴方のさう美しい顏を拜みたくて來たのです。」

百合子は此一言を聞いて、扨は自分を翻弄するために來たと云へば、悔しさを堪ねて、

「御冗談ばかり有仰います、只今も申しますやうに、今晩は母も不在でございますから、どうぞ御用がお有んなさるなら有仰つて、また母の居ります時御寛りとお遊びにお越し下さいますやうにお願ひ申します。」

「いや、未亡人に用事は無いです、眞個貴方にお話し爲たい事があつて來たのです、百合子さん然う歸つて行けがしに有仰らなくても可いぢやありませんか。」



京城新聞

人心を新にせよ

日露戰爭の爲に膨脹したる經濟界が歳月を經過するに從て恐慌の來るべきは識者の夙に杞憂したる處なり、加るに昨夏の政變によりて暴徒各地に蜂起し、生産を害したる爲に購買力を減耗したると、地方人民が之等騷擾の爲に不安の念を斷たざるとに依りて、日韓の貿易に多大の影響を受け、經濟界の恐慌は一層激甚なる勢を以て侵迫し來れり、然れども在韓邦人の多數は保護政策の更に進張せられて大に發展せらるゝの時近きにありと妄想し、徒に統監の施設に多大の望を屬し恰も大旱に降雨を待つが如くして局面の轉回を期待せり、然るに統監政治は依然として懷柔主義を採りて變せず、韓人側に於ては之が爲に多少の便宜を得て統監與みし易しとなし稍生氣を回復せるも在留邦人に至りては統監政治の爲に何等の恩惠も蒙らず、地方に在留するものは暴徒の爲に追はれ、財産を掠奪せられ、甚だしきは非命の最期を遂げたるもの尠からず、斯る狀態を以て經過するに於ては帝國民の發展は思も寄らず、國民的の勢力は漸次減退するの外ある可らず。

統監府設置以來京城に於ける邦人市街は外形に於て大に發達せり、多數の邦人官吏の入込みたる爲に日用品を販賣する小賣店及料理店の如きは稍利潤あるべきも、全体より之を見れば唯店舗の外觀を改めたるに過ぎず、今や不景氣の嘆聲は到る所に放たれ信用ある店舗にして破産に瀕するもの鮮しとせず、此儘にして放擲すれば在留邦人は離心消磨して唯夫れ萎縮するのみ。

統監政治は在韓邦人を利する所のもの、統監政治は韓人に優るべしと豫想したるに統監政治は何等在留邦人に利することなき爲に新渡韓者は勿論從來の在留者も全く失望し唯手を束ねて呆然たるの外なきにあり、斯の如くにして邦人の不景氣は絶頂に達し、寄ると觸ると嘆息するのみ、統監政治は勢ひ在留邦人の爲に呪はれざるを得ず、亦實際に於ても斯る現狀にては帝國の對韓經營は失敗に終るの外なし、國民の發展を度外視するの對外策なるもの何處にありや、余輩の觀察にして誤りなしとすれば、當局者は此悲慘の狀況に覺醒して在留邦人を慰籍する所なかるべからず、伊藤統監歸東して曾禰副統監の世となれり、惟に曾禰子の果斷なる必ずや在留邦人の心を一新するの快擧あらん、余輩は曾禰子平常の勇斷を信ずるが故に此際に於て倦怠せる邦人を覺醒せらるべきを信ずるなり、先づ人心を新にして活氣を起さしめざる可らず、在留邦人の胸中に活火起らんか能く奮鬪して不景氣に克つことを得べし、政治家は此心理的作用を利導して國民を鼓舞せざる可らず。

東京電報

▲第一回閣議開會

本日第一回閣議を開き岡部法相後藤遞相を除くの外悉く參集し協議する所ありたり安廣法政局長柴田翰長も參列せり

▲統監の馬關着

伊藤統監には本日下の關に到着上陸す

▲新内閣施政方針

新内閣施政の方針本日閣議にて決定近々地方長官に訓示し別に地方長官會議を開催せざるべしと

▲統監の旅程

伊藤統監は十八日大磯に着し一兩日靜養の上入京する筈なり

▲次官其他の任免

若槻禮次郎は大藏次官に熊本縣知事押川則吉は農商務次官に任ぜられ水町袈裟六は財務官として英佛駐劄仰付けられ農商務次官久米金彌は願に依り免官せらる

（以上十七日發）

新義州電報

▲高潮浸水　昨日高潮のため江岸の韓人家屋六及び街路に浸水せしも被害なし

雜報

●皇后慶節稱號　韓國皇后誕辰慶節稱號を坤元節と定められたり

●副統監の招宴　本日午後七時より曾禰副統監には統監官邸に左の人々を招待し晩餐會を催さるゝ由

時尾營林廠長、龜山釜山、秋本鎭南浦、若松元山、三浦京城、信夫仁川、三增馬山の各理事官、高瀨、河村兩理事官、石塚長官代理、村田少將、國分佐竹兩秘書官、小松兒玉荻田中山各書記官、前間本田鳥居各通譯官

●敎監會議の協議事項　目下開會中の官公立普通學校敎監會議に提出せられたる協議事項は左の如し

一、學年末學徒褒賞の方法に關する件
二、唱歌科を必修科とし學部に於て歌詞を撰定するの件
三、珠算を課する必要なきか若しありとせば何學年より課するを適當とするか及び其の算法如何
四、學徒の訓練要目を調査する件
五、諸表簿を一定し學部に於て印刷する件
六、必要なる圖書器械を調査する件
七、各學校に幻燈器を設備する件
八、宿直は如何にすべきか
九、學校家庭聯絡法如何
十、學徒募集の最良法如何
十一、學徒出席奬勵最良法如何

●敎監會議第三日　十七日は午前八時より開會別項記載の協議事項第一第二を議題として協議し次ぎに委員付託となりし諮問事項第四第六の兩項の報告ありて後學部大臣同次官臨席し午後に亘りて次官の訓示演說あり終りて協議事項を議し午後五時散會す本日は午前九時より統監邸に參集し曾禰副統監の訓示演說あり

●民刑訴訟規則（發布）

間々報せし韓國民刑訴訟規則は愈よ昨日の官報號外にて左の如く發表されたり

民刑訴訟規則

第一章　通則

第一條　裁判所の審問及裁判宣告は公開す但公安又は風俗を害する虞れある時は審問の公開を停止す

第二條　本法に定めたる期間には初日を算入せず但時效期間の初日は時間を論せずして全一日に計算す

一個月の期間は三十日とし一個年の期間は暦に從ふ

期間の末日か休暇日に當る時は時效期間を除きたる外には此を期間に算入せず

第三條　本法に定めたる期間は訴訟行爲を行ふ者か裁判所所在地に居住せる時は其距離に從ひ陸海路毎八十里に一日を伸長す八十里未滿三十里以上の時も亦同じ

外國又は交通不便なる地に在る者には裁判所は特に附加期間を定むるを得此場合には前項の規定を適用せず

第四條　官吏公吏の作成する書類には年月日及處所を記載して署名捺印し毎葉に契印す可し

第五條　官吏公吏が書類を作成するには文字を改竄す可らず若し挿入削除又は欄外記入を行ふ時は此に認印して其字數を記載す可し但削除したる部分は讀得る爲め字體を保存す可し

第六條　官吏公吏にあらざる者の作成したる書類には年月日を記載して署名捺印す可し若し署名する能はざる時は他人に代書せしめ捺印する能はざる時は畫捺又は拇印す可し

他人に代書せしむる場合には代書人は其事由を記載して署名捺印す可し

第七條　書類の送達は書記又は其他裁判所の定むる送達者又は郵便其他公示の方法に依りて此を行ふ

第八條　送達者は書類の送達を受けたる者又は其同居者より領受證書を徵す可し若し此等の者が故なく送達を受けざるか又は領受證書を提出せざる時は報告書を作成すべし

前項の場合には領受證書又は報告書に記載したる日を以て送達の效を生す

第九條　郵便にて送達する場合には配達證明郵便にあらざる時は裁判所の定めたる期間滿了したる送達の效を生す但配達する能はざる時は此限にあらず

第十條　裁判所は送達者又は郵便に依りて送達する能はすと認むる時は送達は送達すべき書類又は其抄本を裁判所の掲示場其他適當なる場所に公示して此を行ふ

前項の場合には裁判所の定めたる期間の滿了したる日より送達の效を生す

第十一條　裁判所が審問又は裁判宣告を行ふには裁判長は其期日を定めて書記をして呼出狀を訴訟關係人に送達し又は適當の方法を以て其期日を告知す可し（未完）

●愛國婦人群山委員部會

群山に於ける愛國婦人會は天野委員部長始め各委員諸氏の盡力に依り日韓會員贊助員七百餘名に上りたるが此程本部に請ふて活動寫眞會を開催することゝなり大橋主事出張の上去十二十三兩日間群山座に於て愛國婦人會員、赤十字社員、守備隊員韓人中頂なる有志者日韓學校生徒を集め婦人會及赤十字に因みある幻燈數十種を寫して本部の趣旨を通俗的に紹介し夫れより活動寫眞を撮影したるが中にも韓國皇太子殿下の活動寫眞に對しては一同萬歲を唱和すること數度に及び非常の盛會を極めたる由尙大橋氏は一昨十六日の群山丸にて歸京したり

●民刑訴訟規則に就て　國分檢事總長談

昨日の官報を以て公布せられたる民刑訴訟規則立法の趣旨及び日本の現行法と異なれる點等に關し國分檢事總長を訪ひて其の談話を聞くに曰く

昨日公布せられたる民刑訴訟規則は新設裁判所が八月一日より開廳せらるゝを以て法典查局に於て研究中なる民事訴訟法及び刑事訴訟法が制定發布せらるゝ迄遵據すべき一時的の假規定にして其の法と稱せずして規則と名けたるも此れがためなり然れども此の規則は韓國の現狀に照し可成的民情に適するものたらしむべく當局者の愼重に審議制定したるものにして總て形式を捨て實質を執り民刑事共事實の眞想を得るを主眼としたるを以て此れを日本の現行法に比するときは多少相異なれる點あり即ち第十四條に於て裁判長は必要と認むるときは訴訟關係人に對し訴訟行爲に關する指導をなすことを得と規定し又第十五條に於て裁判所は職權を以て又は申請に因り證人訊問、檢證、鑑定、其の他一切の證據調及び物件差押をなし又は部員に命じて此れを爲さしむる事を得と定めたる所謂干涉主義を執りて民事の職權調査を許したるは日本法の不干涉主義と異なる重要なる點なり次ぎに第三十三條に於て管轄に關する規定又は訴訟手續に違背せりとの理由のみを以て原判決を取消す事を得ずと定め又第四十二條に就て此れを準用したる如き上訴は必ず實質に就て此れをなさしめ其の形式的瑕瑾は上訴の原因となす事を得ざらしむるものにして立法上實質主義を執りて事實の眞想に適合する判決を與ふるを以て主意としたる結果なり又第三十五條に於て財產上の請求に付き言渡したる判決に對しては上告に依りて受くべき利益が三十圓に滿たざるときは上告をなす事を得ず拘留笞刑又は二十圓以下の罰金を言渡したる判決に對し亦同じと定めたるは小利益小制裁のために事件を長期間に亘らしむるの弊を止めんとするものにして日本の規定に存せざる所なり以上は通則中規定として又民事のみに就ては第七十四條に於て裁判所は當事者の主張及び證據方法を明確にするため部員に命じ準備審理をなさしむる事を得と定め復雜事件に關し豫め合議に依らず一人の判事をして恰も刑事に於ける豫審に類似せる審理をなさしめて事件の進捗を圖り又動產に對する强制執行に就ては其の動產の所在地を管轄する府尹、郡守又は警察官署の警視警部を以て執行官吏とし不動產に對する强制執行に就ては其の不動產の所在地を管轄する府尹又は郡守を以て執行官吏としたる（第九十五條）は强制執行の機關なきため止むを得ず設けたる規定にして日本の執達吏規則の存するに比して異なる所にして元來民事訴訟は執行を全ふして初めて其の目的を遂するものなるに韓國の現狀は此の執行の目的を達するに其の極めて困難なるべきを豫想し果して理想通り效果を收め得るや否や疑問とする處にして當局者の大いに苦心しつゝある所なり又將來の慣習に隨ひ民事被告の留置を許したるも將來の無制限なりしに少しく制限を加へたり即ち債務者の財產に對する該判執行を求むる事を得べき債權者は第一審の受訴裁判所に執行力ある判決謄本を提出して債務者の留置を申請する事を得但財產に對する强制執行を求めたる後は此の限りに非らず而して此の申請をなす債權者は裁判所の定むる所に從ひ留置の費用を豫納すべし（百二十八條）と規定したるを以て債權者は其の債權が確定なりとの見込み立たざるに於ては申請せざる可し次ぎに刑事に就ては一切豫審制度を執らず檢事が總て豫審判事の事務を取扱ふは民事に於ける準備審理の制度と反對に日本法と異なる所なり（未完）

●法部移轉の議

茲に法部は闕廳せらるべき大審院京城控訴院京城地方裁判所の職員と共に平理院として建築せられたる廳舍に移轉したるが狹隘にして執務上頗る不便に付目下臨時財源調查局となれる度支部前廳舍内なる二階建新築廳舍に移轉すべしと云ふ因みに財源調查局は度支部上なる現統計課廳舍に移る事に決定し居れり

●作業所問題と仁川官民

鐵道管理局が今回韓國に一大鐵道工作所を設置すべく目下土地選定中にして未だ何れの地とも決定せざる次第なるが同工作所は約壹萬人内外の職工を使用する事とて同工場設置の地は其餘裕を受け尠からざる發展を來すべきは勿論なるが仁川の地は其地勢に於て尤も設置の地に適し當局の意向も稍々仁川に設置するに内定し居るやに聞けるが仁川官民は大に歡迎する所にして工場に使用すべき土地の如きも無代寄附すべしと迄意氣込み居れり右につき一昨日信夫理事官、和田觀測所長、湯淺仁川署長、三銀行支配人、新原會頭、久野勝平、並に目下滯仁中なる尾高次郎氏等八景園に會合し所謂稻田埋築地を寄附せんの議題の下に數時間の協議を凝せり、其結果同埋築地は埋築會社並に第一銀行其他所有權者二三に分れ居る事とて先づ本議題の決定前に合同問題を決する必要あり然し目下淺野總一郎氏不在につき一應同氏に照會の上決定し其上更に寄附問題につき協議することとし散會したり

●龍山印刷局の廢業

韓政府所有龍山印刷局は目賀田顧問時代に模範印刷所の意味を以て設置せられたるものが近來は營利を專らとし只に諸官省の印刷物を爲すのみならず民間より新聞紙雜誌其他普通の印刷物をも引受け當初の目的に反したる方面に於て大に勉强し居るとの事なるが官業の欠點如何なる邊にか存するものと見ゆ一ヶ年間の損失尙貳萬餘圓に及ぶとの事にて韓政府財政困難の今日到底維持の目込なきを以て近々閉鎖廢業することならんと某當局者は語られたり

●仁川港海底調査に就て

昨年十月より十回の豫定を以て其の調査に着手したる仁川港内の海底地質調査は此程第九回目の調査を終了し直に第十回目調査に着手したる由なるが稅關工事部にては廣茫たる内外港を唯十回の調査にては完全と云ふ能はざれば經費の都合付かば尙豫定回數以上の調査を續行する筈なりと云ふ

●信用組合成立近し　仁川信用組合は曾業同志會員奔走の結果着々步武を進め本月中には必ず成立すべしとの事なり

●大同會の總會　過日紛擾の物議を惹きし大同會は十五日午後二時其本部に臨時會を開き會するもの約三十名にして開會の目的は總務部長姜後善及農務局長金光植の二名目下警察署に留置中なるを以て是が善後策を講せんが爲めにして其決議は左の如し

一、姜の總務部長は解任し適當の人選を得るまで副會長代理すること
一、顧問高橋の兼任たる總務局長は辭任を許さゝること
一、李瑗夏梁鳳煥二人の復會を許さゝること

等にして午後五時散會せり

●産業法制定の献議　仁川商業會議所にては同業組合及び産業組合法規發布請願の件に關し役員の回文會議を催したる結果該法規の發布に關し統監府に建議するに決し目下建議案の起草中なりと云ふ

●果實酒試造　度支部臨時財源調査局は財源たるべき醸種の生産業の調査をなすと共に其の生産業の改良發達を圖るべき方法をも研究中なるが目下櫻桃を原料としてサイダーの試造中にして尙進んで韓國に產する菓實を原料としてシャンペン、葡萄酒、梨酒、林檎酒等の果實酒を試釀するの計畫あり昨報の如く今回鳥居技師を日本に遣し東京及び大阪に於て右の醸造用機械を製造せしめ京城に於て小規模の醸造を試み好結果を得ば一般に此を奬勵する方針[illegible]ふ

●暴徒討伐隊の急派　江華島乾坪洞稻田組石切場附近に暴徒現はれ危險に瀕せりとの報に接し昨夕仁川警察署より日韓巡査取交せ○名を急派したり

●燈臺船櫻井丸　過日クリフホード島より大同江方面に向ひたる仁川稅關の燈臺材料運送船櫻井丸は昨日鎭南浦を拔錨したる由なれば歸途二三の燈臺に寄港すべければ三四日頃には仁川に着港すべしと云ふ

●基督教青年會　在京城の邦人各派基督信者及有志諸氏は今回日本人基督教青年會を當地に創立することを決定し不日趣意書其他を發表すべしと云ふ尙聞くところによれば右青年會の會頭には渡邊大審院長を推すことゝなるべしとの事なり

●熊谷民長の病院視察　京城民團立青坡病院には現今腸窒扶斯及赤痢患者二十余名を收容せり尙傳染病流行期に際せるを以て病室設備上今回七百余圓を投じて修理を加へ且つ快復期患者運動場を設置することゝなせしにより熊谷民長は昨日午後出張實地視察を爲せり

●仁川民長の龍山出張　仁川富田民長は鐵道作業所及橋梁問題打合せの爲め昨日午前龍山に出張即日歸仁

●中島參謀の視察　軍司令部附參謀中島大尉は來る二十日より二週間の豫定を以て京畿道北部地方の視察の途に上らるゝ由

●大庭貫一氏　今回平壤民團長に擧せられたる同氏は不日赴任せらるべきに付氏の友人等は氏の出發前送別會を催すと

●河上清氏　シカゴトリビュン其他二三米國大雜誌の特派員として東洋諸國巡回中の同氏は過日來當地に滯在し宿をソンタク邸にとりて種々の調査に從事せられたるが一昨日大連へ向け出發せられたり

●周防銀行　山口縣柳井津の同行は今回支店を釜山に設置し近々營業を開始すべしと云ふ

●齋藤大尉　來京中なりし步兵大尉齋藤恒氏は昨日釜山に向け出發したり

●菅原五八支店長　上阪中の同氏は今明日中に歸城せらるゝ筈なり

●韓官任命　十六日附

任掌禮院典祀敍奏任官四等　從二品　韓鎭元
任主殿院電務課技師敍奏任官四等　主殿院理事　黃鎭國
任主殿院理事敍奏任官二等　主殿院電務課技師　徐相溍
任景孝殿提調敍勅任官三等　懿孝殿提調　李載德
任懿孝殿提調敍勅任官三等　景孝殿提調　閔種默

●近事片々

▲畏くも我　聖上陛下には高崎正風の新聞記事の奏上に就て御落淚ありしと承りぬ
▲漏れ承るだに最とも畏し日々記事に上る悲慘の出來事に大御心を惱ませ玉ふとは
▲大御心の斯く迄民を憐ませ玉ふを聞くもの誰か其御仁慈に感涙せざる者あらんや
▲國民の慘狀を度外視するの政治家あらば此深き　叡旨に對して如何の感激か起る
▲伊公の樞院議長山縣公の元師專務を否認する向きもあるが事實は既に確定せりと
▲斯くして常に　聖上陛下の御諮詢に奉答するこそ却て元老に似合しき職務ぞかし
▲伊公山公の如き一流の元老は國の寶也装飾也實務に當らせて失敗せしむるは不可
▲奥深く安置して彌陀の如く光らしむるこそ貴とけれ加養自重して長へに健在なれ
▲宋内相就任早々奇拔の政策を行ふ何ぞや曰く娼妓取締規則を發布せんとの事也と
▲韓國內政の釐革すべき事や多し娼妓規則の如きは抑も末也着眼點の奇拔驚くべし
▲地方行政改新の爲地方を巡回すべしとの事なるが何れ暴徒の鎭定したる後ならん
▲宋氏の氣燄は既に聞き飽きたり其實行こそ望ましけれ之れ宋氏の相場の定る所也
▲口舌の雄のみならば何等益する所なし雄辨橫議何の要ぞ只夫れ實行こそ貴とけれ
▲口は殃ひの基宋氏が日本にて在韓邦人を罵倒したることを今更に悔るも既に遲し
▲統監去て漢城甚だ沈靜寂寞也されど此寂寞は暫く耳何れの處より霹靂一聲せるや
▲完用內閣も今の處至て平安假令裏面に如何なる暗鬪あるにせよ表面は至極靜か也
▲一進會彼の事件以來至て靜穩再び起て激動するが如き不心得なき樣子芽出度し
▲上海のベッセル出獄し再び漢城に來べしとの說あり何處迄も圖々しき人物なる哉
▲水野理學博士上村兩理學士に依りて研究されたる無線電話非常の好成績也と
▲京都大學の卒業式に於て理工科大學の實驗室にて試驗せられ其好成績を發表せり
▲世は不景氣の嘆聲にて滿さるゝも出齒龜の公判傍聽人は何時も滿員也とは奇異也
▲如何に淫風の盛なるやを知るべし斯る公判は紳士淑女は聞くを避くべき所ぞかし

雜報

●仁川放火犯人檢擧に對する懸賞金の處分に就て

曩きに仁川市中火災頻々として或は其の原因放火に基く形跡ありとし仁川警察が百方苦心犯人の檢擧に勉めたるも其効なきのみならず火災續出するより仁川市民は恟々として夜眠する能はざる時に於て各國居留地會世昌洋行等は遂に多くの賞金を懸けて犯人檢擧の第一情報を得たるものに之を贈與することゝなしたるは當時の本紙にも掲げて讀者の普く知る處なるべし然るに其後間も無く該犯人は仁川署警部小野余慶太氏方同居繁田某の爲めに逮捕され茲に初めて久しく仁川市民を惱ましたる事件も一先づ落着するに至りしは是亦當時傳へたる處の如し然るに該懸賞金處分に就ては仁川警察に於て如何にするかは多少世人の注目したる處にして若し懸賞金を受くべきものならば必ず懸賞者の主意に依りて犯人檢擧の第一情報を得たる繁田某に全部を渡さゞる可らず若し警察署に於て部内以外の人に依りて犯人を逮捕したるは之れ警察の不面目として強て犯人逮捕の功を幾分警察の者とし又之れが爲め懸賞金の一部を警察に止めたる等の如きことあらば遂は警察の威信を益地に落とす者と云ふべき也、頃者本社の聞く處に依れば該懸賞金合計八百圓の中犯人逮捕者たる繁田某の手に入りたるは四百五十圓に過ぎず自餘は仁川警察に殘して遂に種々なる口實の下に支出し盡くしたりと云ふ之れ或は當然ならん、何となれば仁川署は不幸にして幾多苦心の未だ功なき時に於て却て部外の一浪人の爲めに大事なるべき犯人を逮捕されたるは署長以下の遺憾察すべく實に同情に堪ねざる處なりとす、去れば直接犯人捕縛にこそ到らざりしも仁川署の苦心は仁川市民一般の認めて以て諒とする所若し多額の懸賞金あらば譲れか其の一部分を割きて仁川署に贈り連日連夜の苦心を犒ふべきなり、之れ當然懸賞金受領の權利ある繁田某も亦然かく思惟せし處なるべき也、然れども繁田は仁川署に對する同情を幾じて却て仁川署が繁田に對する待遇を恨むるに至れりと（未完）

●砂利院の近況

咸鏡南道高原郡砂利院は文川を距る北約二里半餘高原よりは南方約二里の處にして邑の中央砂利院川貫流し文川高原の二郡に跨り南北に別れ戸數合して僅に四十餘戸の小部落にて新設憲兵分遣所あり高原郡新山社の砂利院川の邊りに問屋業を營む者あり就中大半宿屋業を營み傍ら農業に從事せり而して附近は大概平坦地なく其間小丘所々に散在し西方は一田余にして山脈一帶に連り田畑は地味余り豐富ならざるも砂利院川の灌漑あるを以て貨物運輸等は水陸共に利用し居れり附近一帶は別に產物と目すべきものなく毎旬舊曆二と七の兩日に南方砂利院に於て市を開くを例とせり又砂利院川には橋梁の架設ありたるも過日入梅以來降雨出水の爲め其中央數間流失したる爲め其儘になり居るを以て人馬の通行至て不便にして何れも徒涉し居れり而して文川郡の面積は東西百五十里南北四十七里高原郡は東西三百里南北五十里あり而して此地方も過日來の降雨の爲め道路所々破壞し橋梁の流失等の爲め荷馬車の進行甚だ困難なりと云ふ

●明日の演奏

明十九日午後七時より和將敎公園にて例の通り陸軍々樂隊の演奏あり其の曲目は左の如し

- 一行進曲　日章旗　永井樂長作
- 一序樂　マルタ　フロットー作
- 一長唄　安宅の松　軍樂隊作
- 一方舞　コムメル、クツドリー　レセック作
- 一俗曲集　軍用靴　軍樂隊作
- 一ウツルス　愛情の天使　プレゼール作

●行旅病者遺留品處分

仁川民役所にては明治三十八年中に加護せる行旅病者二十四名の遺留品處分の件に關し此程夫れ／＼原籍地に紹介中なりと云ふ

●避暑案内

▲大圓庵　東大門外奬興寺境内にあり京城を距る約三十丁松林鬱蒼たる所にあり幽邃なる所見るから涼しさうなり庭内に菩提樹あり亦珍とすべし四時遊客絶ずと云ふ避暑の好適地なり

●南山本願寺説敎

今夕は土曜日に付き午後八時半より例の通り説敎あり

●八千餘圓の小判を發見す

近來大阪府下茨木町附近にれいてペストの發生ありしより過日來近村に大淸潔法を執行中十四日午前九時衛生人夫阪本某外二三名が三島郡三島村大字田中農西田榮太郎方の二階押入を掃除中天井の間より汚れたる布風呂敷に包みたる慶長一兩小判四百三十枚二分金二十枚一分銀二百四十枚（時價約八千七百圓）と寒冷紗に包みし十五銀行兌換券および明治通貨、大黑天の印ある一圓紙幣十四枚が虫食ひさなつて現れ出でたるより直ちに茨木署に屆出たるが包みし風呂敷の中に西田と記したる紙片ありし由なれば無論同家所有に歸するならんも同家が現在の所へ移りしは三十年ほど以前なりといへば隱匿したる事もさほど舊きことにはあらざるべし

●大和町のチーハー師

市内各所に於て近來チーハー盛んに行はるゝ旨は豫て本社の耳にする處なりしが今聞く處に依れば大和町方面に大袈裟なるチーハー師あり其の首領と稱する者兩三名の外部下の多くを使用して盛んに賭事を勸め午前午後の兩回開票する由にて其の開票時刻には該首領の居住する宅には多きは二三十人我利／＼亡者連詰め掛け少なきも尚十數名の者集り居れりさか然るに是等チーハー師が未だ其筋の檢擧に會はざるは其の部下の兩三人が○○の○○を勸むる處から彼等は殆んど公然の如き態度を取り居れりと云ふ噂あり、這は未だ風說に過ぎざれど若し果して斯かる事ありとせば其筋にては大に取締る必要あるべきなり

●若夫婦の困窮

ツヒ二三日前夫婦とも覺しき年若き男女が若草町仁羽某方に尋ね來り慇懃に物問ふていふやう自分等夫婦は仙臺市櫻井町のものにて尾瀧と申すものなるが風の便りに此の京城に自分等の叔父に當る佐藤といふものが金貸業を營んで居るとの事を聞き實はダン／＼仔細ありて其の叔父を賴りに六百餘里の山河無事此の程京城に着きしはよかりしもサテ京城と許りにては何所の邊に住まひ居るや更に知るに由なく何方向ひでも知る邊なき身の一時は思案に暮れたりしもある路傍の人の敎にツノ方は若草町の仁羽とやら申す人の家に同居し居るとのことを聞きしより飛び立つ許りに打喜び實は斯く訪ね申せしとの言葉なりしかば仁羽方にても成程と思ひしが併し其の佐藤といふは金貸業でも何んでもなくホンの裸一貫の小商賣人にてツヒ近頃迄南大門の朝市に少し許りの野菜を並べ立て商賣なし居りしが近頃の不景氣にトテも自分一人の口すら凌ぎ切れず已むなく一ケ月許前濟津に出稼ぎに行きしと實際の所を打ち開けしに夫婦のものは其の意外なる返辭にアッと許りに驚き果ては失望の色の面に現はれ他人の見る眼も氣の毒の程なりしが稍ありて男は此れも我身の不覺と微かに嘆聲を漏らし頓で顔を擧げてイヤ此れは飛んだ邪魔をと女を伴ひ悄然とツコを立ち去りたるがサテ賴りに思ひし叔父さいふは右の始末併しソレはソウと國許より携へ來りし旅費とても今は餘すところホンの僅かばかり此の儘にて何日迄も宿屋暮しを續ける譯には行かずサリとて今更ら國許へ歸る事も尚更出來ず如何はせんと日々宿屋の一室に閉じ籠りては深き思案に委れ居とか

●強慾家主

高利貸しの世に憎むべきは去る事ながら家主とか大家とか云ふ輩にて自己の資產に物言はせて貧困窮乏の者の肉を咬い血を吸りて尚飽くを知らざる者あることこそ彼の高利貸と共に憎みても餘りあることゝ云ふべし大和町一丁目浪花湯に強慾女あり姓を高杉とやら云ふなるが此の浪花湯は元と彼の退韓を命せられたる程の無賴漢田中竹次郎の所有なりしも田中退韓の砌り豫て引受けを希望する前記高杉に讓り渡し高杉は以後其の隣家にて質屋を營むと共に浪花湯を引受け尚其他にも多少の貸家を有して可也手廣く諸種の業を營み慾に掛けては仲々拔目なき者なるが此の高杉の貸家に住む琵琶彈きあり世間の不景氣なる當時格別の收人も無く最どいぶせき生活をなし居れるが此の琵琶彈此の程事情ありて高杉方に納むべき家賃二圓五十錢を怠り種々苦心するも容易に意の如くならざるを以て高杉方に再三猶豫を乞ひたるも高杉のお女と云ふが素と之れ尋常一樣の慾張りにあらざれば琵琶彈きの哀願を聞けばこそ苦し金にて調達が出來ざれば物品にて宜しと云へども琵琶彈きは過分の物品も所持せず夫れかとて自分の商賣道具なる琵琶を取り上げられては明日よりの米代も取れざればと事情を縷陳したるも聞き入れられず高杉の妻女は自ら琵琶彈方に押し入り無理無体に琵琶外一二點を押收して歸りたれば其後琵琶彈は唯當惑して家主の無情を恨み居れりと高杉の妻女が強慾憎みても餘ありと云ふべし

●先妻に逃げらる

京畿道利川郡生れ韓廣寬（三十六）は三年前其の妻女に逃げられ其後種々搜索するも行衛更らに判らざりしが今月に入り京城に來りたるに三年間行方不明の妻女は南部明洞五十八統八戸金泰慶方に潛伏することを突止めたるを廣寬は其の親族に當る韓萬有と共に泰慶方に至り妻女を連れ歸らんとする途中妻女は又も行方不明になりたれば其の悔し紛れ泰慶方に到り亂暴を働きたるを以て一昨日其筋に引致されたり

●醉ふて亂暴

一昨日午後十時頃南大門派出所の巡査が水閣橋附近を巡回中大坪洞朴別男方に亂暴者ある旨訴ふる者あるにぞ直ちに出張すると司畜洞金壽益（二十）と云ふが醉しれて朴臺鎬及朴別男等に亂暴を働き居りたるを以て直ちに引致

●空樽を盗む

忠淸北道生れ權天錫（十五）は旭町一丁目三百七番戸雜貨商大野鹿藏方に於て空樽二個を窃取し之を他に賣却したることを大野に看破され警察に突き出されたり

●腸窒扶斯

京城旭町三丁目三十六番地寶本玉代（十九）は十六日に大和町一丁目三百四十七番地波多江キヨ（二十）は十五日何れも腸窒扶斯に罹れり

（平）（民）（文）（庫）

▲京城日報社長大岡氏は統監府の人であると自ら觸て居るマサカ新聞記者に任すと云ふ辭令を受取つたのでもあるまい（頓珍漢）▲泥棍紳士の兩三人が今にも破產する樣傳へられたが未だ其の事無し破產する者は寧ろ速かに破產すべしだ淵縫のある處あり（小羅九郎）▲貴社の西の宮れ樂の述懷は時節柄の讀物には頗る妙だ（愛讀者）▲昨年の今月は實に愉快な月であつたが今年は全然無聊に苦しめらるゝ（破壞黨）▲民團役所前の小路にはホンに別嬪が居るよイザと思はん者は押掛け給へ何警察が近いから却て踏込まる憂無しだ（巡査下暗）▲ヨボ巡査の給料を少し上げて遣つたら宜からう（同情士）▲我輩は夏日の長きを愛せず矢張り炎熱に苦しむ一人なり（惰弱生）▲南大門外ヒゲオヤヂ方の麥酒一本が三十五錢とは驚いた（吐鱉生）▲個人に罪惡なし官憲に惡德あり（箕哉）▲京城樓の濱子姐さんは二三日前六時頃何處かに遊びに行つたが何處に行つたのだらうか（閑度生）

●天氣豫報（自十七日午後六時 至十八日午後六時）

はれ

十七日午前六時各地氣象概況
北又は東の風吹き中部は晴天其他は曇天也

西の宮た樂の述懐（三二）

◎大將樣が重々お詫

見當違いも餘りな見當違いなので「奥樣何でございますつて……」と私は思はずひらき直る、と猶々奥樣の火の手が盛んになつて參りまして果は御人体にも係はるやうに端たない事をおつしやるのでございます根が負けず嫌いの私ですから賣言葉に買言葉で、トウ〳〵其の奥樣と嚙み合ひしました仲に這入つて困りなすつたのは旦那樣で只もう下を向いたなり固くなつて座つて入つしやる許りで一言もおつしやらない此れが遊び慣れた商人さんか何にかでパツを合せる事のお上手な方ならソコはソレ何とでも胡魔化して仕舞うのでございますが何處迄も武骨だ出來上つてる軍人さん丈に其の御方便を用ふる法を御存じなしなんですから助かりませんや私も其の座に居たゝまらなくなりましたから「此れ程私が申し上げてもお聞入れがないのならマア〳〵ソレにして置きませう……ソンなイケ不調法な賤しい女が居りましては何さもお目障りでございませうから私はコレで御免を蒙ります……此れからも有る事ソレ程大事な旦那樣ならお首つ玉へ紐をつけて居間の柱へシツカリさく〳〵り付けてお置きなさるが宜うございますよ……」とよろしく毒づきまして旦那樣がマア〳〵といふ心で手まねきでお止めになさるのも構はずにフイとソノ場を立ち退きました、すると其の翌々日でございましたが旦那さまがわざ〳〵お出掛け下さいまして「ら くドウも先夜はトンだ迷惑を其の方に許り掛けて實に濟まんかつた……原の起りは皆此俺ぢやから……此れ此通り手を下げて謝罪をする如何か免して呉れ……酒の上とは言へイヤハヤ非常な大失策ぢやつたハヽヽヽ」とお頭をかきながら眞面目になつてお詫びなさいますので「マア勿體ない免すの免さないのと……そんな事がありますものか然しあの節は私もツイ言ひ過ぎまして」と私も氣を直し掛ると「イヤお前が腹を立たも無理ぢやない奥が餘にはした無い事を言居たからの……然しあれはあれだけの女ぢや如何か俺に面じて……」と重々しい口で一生懸命機嫌をお取なさる斯なると私は何だかお氣の毒な樣な氣がして「イーヱもう〳〵私は何とも思つちやア居りません……如何かお歸りになりましたら貴方から奥樣に宜しくおわびを……」と申し上げて又御機嫌を損じては……「イヤ〳〵おれから歸宅つて俺が宜く事情を説明して聞かしたので奥も非常にお前に對して氣の毒ぢやと言つとつた其うち仲直りをしてやつて呉れ」「如何も恐れ入ります……では如何か貴下から宜しく……」「ウン承知した」といふので旦那樣はお歸りなさいましたわ〳〵）

●新聞料　▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月金拾參錢
●廣告料　▲五號活字十九字詰一行一回四十錢▲特別廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人　秋山忠三郎
印刷人　高木久馬太
發行所　京城新聞社　京城西署西小門通　電話六六三番